

情報・システム研究機構職員の給与の臨時特例に関する規程

〔平成24年4月1日
制 定〕

(趣旨)

第1条 この規程は、情報・システム研究機構職員給与規程（平成16年4月1日制定。以下「給与規程」という。）の臨時特例を定めるものとする。

(給与規程の特例)

第2条 この規程の施行の日から平成26年3月31日までの間（以下「特例期間」という。）においては、給与規程第11条に掲げる基本給表の適用を受ける職員に対する基本給月額（給与規程附則第8項の規定による基本給を含み、当該職員が給与規程第22条第3項の規定の適用を受ける者である場合にあっては、同条本文の規定により半額を減ぜられた基本給月額（同項の規定による基本給を含む。）をいう。以下同じ。）の支給に当たっては、基本給月額から、基本給月額に、当該職員に適用される次の表の左欄に掲げる基本給表及び同表の中欄に掲げる職務の級又は号の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める割合（以下「支給減額率」という。）を乗じて得た額に相当する額を減ずる。

基本給表	職務の級又は号	割合
一般職基本給表（一）	2級以下	100分の4.77
	3級から6級まで	100分の7.77
	7级以上	100分の9.77
一般職基本給表（二）	3級以下	100分の4.77
	4级以上	100分の7.77
医療職基本給表	1級	100分の4.77
	2級	100分の7.77
	3级以上	100分の9.77
教育職基本給表	2級以下	100分の4.77
	3級及び4級	100分の7.77
	5级以上	100分の9.77
指定職基本給表	全ての号	100分の9.77

2 特例期間においては、次に掲げる給与の支給に当たっては、次の各号に掲げる給与の額から、当該各号に定める額に相当する額を減ずる。

- 一 管理職手当 当該職員の管理職手当の月額に、100分の10を乗じて得た額
- 二 都市手当 当該役職員の基本給月額に対する都市手当の月額に、当該役職員の支給減額率を乗じて得た額及び当該職員の管理職手当に対する都市手当の月額に、100分の10を乗じて得た額
- 三 広域移動手当 当該役職員の基本給月額に対する広域移動手当の月額に、当該役職員の支給減額率を乗じて得た額及び当該職員の管理職手当に対する広域移動手当の月額に、100分の10を乗じて得た額
- 四 期末手当 当該役職員が受けるべき期末手当の額に、100分の9.77を乗じて得た額

額

五 勤勉手当 当該役職員が受けるべき勤勉手当の額に、100分の9.77を乗じて得た額

六 給与規程第20条第1項から第7項の規定により支給される給与 当該特定職員に適用される次のイからニまでに掲げる規定の区分に応じ当該イからニまでに定める額

イ 給与規程第20条第1項 前項及び前各号に定める額

ロ 給与規程第20条第2項又は第3項 前項並びに第2号から第4号に定める額に、100分の80を乗じて得た額

ハ 給与規程第20条第4項 前項並びに第2号及び第3号に定める額に、同項の規定により当該特定職員に支給される給与に係る割合を乗じて得た額

ニ 給与規程第20条第5項、第6項又は第7項 前項並びに第2号から第4号に定める額に、同項の規定により当該特定職員に支給される給与に係る割合を乗じて得た額

3 特例期間においては、給与規程第22条及び第33条並びに第34条に規定する勤務1時間当たりの給与額は、給与規程第7条の規定にかかわらず、同条の規定により算出した給与額から、基本給月額及び管理職手当並びに基本給月額に対する都市手当、広域異動手当、航空手当及び極地観測手当の月額合計額を155で除して得た額に、当該職員の支給減額率を乗じて得た額に相当する額を減じた額とする。

4 特例期間においては、平成22年12月1日施行の給与規程附則第3項の規定の適用を受ける職員に対する第1項、第2項第2号から第6号まで及び第3項の規定の適用については、第1項中「基本給月額に」とあるのは「基本給月額から給与規程附則第3項第1号に定める額に相当する額を減じた額に」と、第2項中「基本給月額に対する都市手当の月額」とあるのは「基本給月額に対する都市手当の月額から給与規程附則第3項第2号に定める額に相当する額を減じた額」と、同項第3号中「基本給月額に対する広域異動手当の月額」とあるのは「基本給月額に対する広域異動手当の月額から給与規程附則第3項第3号に定める額に相当する額を減じた額」と、同項第4号中「期末手当の額」とあるのは「期末手当の額から給与規程附則第3項第4号に定める額に相当する額を減じた額」と、同項第5号中「勤勉手当の額」とあるのは「勤勉手当の額から給与規程附則第3項第5号に定める額に相当する額を減じた額」と、同項第6号イ中「前項及び前各号」とあるのは「第4項の規定により読み替えられた前項及び前各号」と、同号ロ、ニ中「前項並びに第2号から第4号」とあるのは「第4項の規定により読み替えられた前項並びに第2号から第4号」と、同号ハ中「前項並びに第2号及び第3号」とあるのは「第4項の規定により読み替えられた前項並びに第2号及び第3号」と、第3項中「除して得た額に」とあるのは「除して得た額から平成22年12月1日施行の給与規程附則第4項の規定により給与額から減ずることとされる額に相当する額を減じた額に」とする。

(端数計算)

第3条 この規程により給与の支給に当たって減ずることとされる額を算定する場合において、当該額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てるものとする。

附 則

この規程は、平成24年5月1日から施行する。